平成２４年（フ）第９３０号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目13番１―406号
債務者　中馬　智隆
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
長野市三輪９丁目49―26　アズマ建設ビル３Ｆ、住民票上の住所千葉県山武郡大網白里町木崎673番地１
債務者　戸門　佑美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江口　伸介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
福井市川尻町第33号83番地１
債務者　道裏　新市
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
奈良県香芝市西真美１丁目32番地の２、前住所奈良県香芝市西真美３丁目１番地の１　レピア西真美の丘307号
債務者　野田　良子（旧姓奥川）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５０号
青森県弘前市岩賀２丁目12―11、住民票上の住所青森県弘前市大字愛宕字三嶋70番地２
債務者　本間ハルヨ
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８５号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1033番地　エステート葉山302
債務者　亀田智惠美（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５４号
北九州市小倉北区長浜町２番１―402号
債務者　河口　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３０号
北九州市小倉北区金鶏町10番９号
債務者　河口　健一
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０５号
福岡県中間市土手ノ内１丁目27番14号
債務者　鳥越　美紀（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７１１号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番６―602号
債務者　内田　静惠
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１０号
沖縄県南城市玉城字船越766番地３
債務者　運天　常幸
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４２６号
沖縄県中頭郡西原町字棚原154番地
債務者　金城　安榮
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４２７号
沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷129番地
債務者　島袋百合江
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３３号
青森県八戸市大字大久保字大塚17番地151
債務者　神山　洋美
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９９５号
名古屋市東区大松町６番９号　３階、住民票上の住所名古屋市千種区古出来３丁目４番３号　酒井ビル３Ｂ―２
債務者　中田　康盛
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
松江市法吉町183番地
債務者　坪倉　　大
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
松江地方裁判所民事部